

— 令和3年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について —

令和元年10月1日に施行された消費税の税率改正に伴い、地方消費税の引き上げに伴う増収分については、その全てを社会保障施策に要する経費に充てるものとされ、その用途を明示することとされました。

令和3年度においては、下表の事業に係る経費に充当しました。

【歳入】 地方消費税交付金決算額 4億1,550万円  
うち社会保障財源化分（引上げ分） 2億4,209万円

【歳出】 社会保障施策に要する決算額総額 30億7,046万円  
うち社会保障財源化分充当額 2億4,209万円

（単位：千円）

項目	予算科目			決算額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金（社会保障財源化分）
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	185,875	132,593		469	52,813	3,041
			障がい者福祉費	429,119	30,612			398,507	63,900
			老人福祉費	113,112	1,433		19,955	91,724	13,754
	児童福祉費	児童福祉総務費	534,695	451,049			17	83,629	7,022
		保育総務費	42,477	1,634	15,200	3,600	22,043	202	
		認可外保育所費	42,842	42,842			0	0	0
		保育所費	387,664	94,175		31,669	261,820	41,979	
		児童生活センター費	61,532	37,273			913	23,346	0
社会保険	民生費	社会福祉費	国民健康保険費	153,134	63,194			89,940	9,989
			後期高齢者医療費	236,168	36,423		1,976	197,769	31,730
			介護保険事業費	277,154	14,165			262,989	42,231
			国民年金事務費	861				861	129
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	58,897	17,857		8,745	32,295	0
			予防費	314,424	226,996		4,006	83,422	9,260
			母子保健費	97,952	37,222		113	60,617	6,321
			三春病院費	126,797			48,732	78,065	12,536
合 計				3,062,703	1,187,468	15,200	120,195	1,739,840	242,095

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、人件費等を除いた一般財源の割合で按分して充当しています。  
※社会保障施策に要するものとは、児童福祉や高齢者福祉、障害者福祉などの「社会福祉」、国民健康保険、介護保険、年金などの「社会保険」、医療や健康増進対策などの「保健衛生」に係るものです。